

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年4月8日(2021.4.8)

【公表番号】特表2020-514359(P2020-514359A)

【公表日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2020-020

【出願番号】特願2019-550634(P2019-550634)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/337	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2017.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/337
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	17/00
A 6 1 K	9/14
A 6 1 K	47/06
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	9/06

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月25日(2021.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚悪性腫瘍の局所処置における使用のための組成物であって、該組成物内で懸濁されている複数のタキサンナノ粒子を含み、該タキサンナノ粒子が0.1ミクロン～1.5ミクロンの平均粒径(個数基準)を有する、該組成物。

【請求項2】

タキサンナノ粒子がコーティングなし(ニート)の個々の粒子である、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

タキサンナノ粒子がパクリタキセルナノ粒子、ドセタキセルナノ粒子、またはカバジタキセルナノ粒子である、請求項1記載の組成物。

【請求項4】

タキサンナノ粒子がパクリタキセルナノ粒子であり、パクリタキセルナノ粒子の濃度が前記組成物の0.1～5重量%である、請求項1記載の組成物。

【請求項5】

パクリタキセルナノ粒子が少なくとも18m²/g、または18m²/g～50m²/gの比表面積(SSA)を有する、請求項1記載の組成物。

【請求項6】

無水かつ疎水性であり、疎水性担体を含む、請求項1～5のいずれか一項記載の組成物。

【請求項7】

疎水性担体が炭化水素を含み、該炭化水素がワセリン、鉱油、もしくはパラフィンワックス、またはそれらの混合物である、請求項6のいずれか一項記載の組成物。

【請求項8】

疎水性担体が前記組成物の50重量%を上回る、請求項6または7記載の組成物。

【請求項9】

疎水性組成物が1つまたは複数の揮発性シリコーン油を含む、請求項6または7記載の組成物。

【請求項10】

1つまたは複数の揮発性シリコーン油の濃度が前記組成物の5～24重量%である、請求項9記載の組成物。

【請求項11】

揮発性シリコーン油がシクロメチコンまたはシクロペニタシロキサンである、請求項10記載の組成物。

【請求項12】

半固体組成物であり、該半固体組成物が軟膏である、請求項1記載の組成物。

【請求項13】

皮膚悪性腫瘍が皮膚癌である、請求項1記載の組成物。

【請求項14】

皮膚癌が黒色腫、基底細胞癌、扁平上皮癌、またはカポジ肉腫である、請求項13記載の組成物。

【請求項15】

皮膚悪性腫瘍が皮膚転移である、請求項1記載の組成物。

【請求項16】

皮膚転移が、肺癌、乳癌、結腸癌、口腔癌、卵巣癌、腎臓癌、食道癌、胃癌、肝臓癌、および/またはカポジ肉腫に由来する、請求項15記載の組成物。

【請求項17】

複数のナノ粒子からのタキサンが、対象の患部の真皮または表皮部分の中へ浸透する、請求項1記載の組成物。